

日本国 二〇〇九年八月二十五日公文交換 八月  
二十八日公布(条約第七号)

## 前文(略)

### 第一条用語の定義 この協定の適用上、

- (1) 「投資財産」とは、締約国の投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。
- (a) 企業及び企業の支店
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分(その持分から派生する権利を含む)
- (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券(その債務証券から派生する権利を含む)
- (d) 契約(元後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約であつて、投資に関連するものを含む)に基づく権利
- (e) 金銭債権及び金銭の価値を有する契約に基づく給付の請求権であつて、投資に関連するもの
- (f) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む)
- (g) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査及び採掘のための権利を含む)
- (h) 他のすべての資産(有体であるか無体であるかを問わない)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権
- 投資財産には、収入を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「収入」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

(3) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(a) 当該締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(b) 当該締約国の企業

(4) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社團、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織又は会社を含む)をいう。

(5) (a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五〇パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の上半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(6) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(a) 当該締約国の領域並びに(b) 国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(7) 「世界貿易機関設立協定」とは、一九九四年四月一日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(その改正を含む)をいう。

### 第二条(投資活動に関する内国民待遇及び最恵国待遇)

#### 第三条(投資財産に関する義務の遵守)

#### 第四条(裁判を受ける権利)

#### 第五条(特定措置の履行要求の禁止)

(略)

9  
12

## 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定(日本・ウズベキスタン投資協定)(抄)

署名 二〇〇八年八月一五日  
効力発生 二〇〇九年九月二四日

- (i) 締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。
- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを購入すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業者から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸出数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- (g) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。
- (h) 知識、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。
  - (i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合
  - (ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書1C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合
- (i) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界

市場に向けた事業本部を設置すること。

(k)(j) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(l) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの（又は）以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 日本国は、ウズベキスタン共和国の投資家の自国の区域内における投資活動に關し、利益の付与のための条件として1(g)から1(1)までに規定する要求のいずれかに従うことを、1の規定により妨げられるものではない。

3 ウズベキスタン共和国は、日本国の投資家の自国の区域内における投資活動に關し、利益の付与のための条件として1に規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第六条(留保及び例外)

第七条(透明性)

第八条(公衆による意見提出)

第九条(腐敗行為の防止)

第十条(投資家の入国、滞在及び居住)

第一〇条(取用及び国有化の際の補償) 1 1 一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法的手続及び第三条の規定に従ってかつ、(e)正当な法の場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の取用若しくは国有化又はこれに対する取用若しくは国有化と同等の措置(以下「取用」という)を実施してはならない。

2 補償は、取用が公表された時又は取用が行われた時のいずれか早い方の時における取用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければなら

ない。公正な市場価格には、取用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換償することができ、自由に移転することができ、かつ、取用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定(3)の改正を含む。以下同じ。)に定義する自由利用可能通貨に自由に変換することができるものとする。

4 取用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に關し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、取用を行う締約国の法令に定める手続に従って、当該締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第一条の規定の適用を妨げない。

第二条(緊急事態の際の措置) 1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に關して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に對し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に關し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換償することができ、自由に移転することができ、かつ、支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第一三条(請求権の代位)

第一四条(資金の移転の自由) (略)

### 第一五条 国家間の紛争解決手続

一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争は、可能な限り、外交上の経路による交渉によって解決する。

3 2に規定する紛争が外交交渉によっても満足な調整に至らなかった場合には、当該紛争は、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、仲裁委員会に決定したため付託する。仲裁委員会は、一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三〇日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三〇日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

4 各締約国の任命した仲裁委員が3に規定するその後の三〇日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

5 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

6 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第一六条 国と投資家との間の紛争解決手続

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該一方の締約国の区域内における当該他方の締約国

の投資家又はその投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいふ。

2 いかなる投資紛争も、可能な限り、当該投資紛争の当事者間の協議を通じて友好的に解決する。

3 投資紛争が投資家から書面により協議の要請のあつた日から三箇月以内にならぬ協定により解決されぬ場合には、当該投資紛争は、当該投資家の要請に基づき次の(1)又は(2)のいずれか一方に付託する。

(1) 一九六五年三月八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約が両締約国間において効力を有する場合にあつては同条約の規定による調停又は仲裁、同条約が両締約国間において効力を有しない場合にあつては投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則に基づく調停又は仲裁

(2) 一九七六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁

4 投資紛争の当事者である締約国は、当該投資紛争をこの条の規定に従つて3に定める国際的な調停又は仲裁に付託することに同意する。

5 仲裁決定は、最終的なものであり、かつ、投資紛争の両当事者を拘束する。この決定は、その執行が求められている区域の属する国で適用されている仲裁決定の執行に関する法令に従つて執行される。

6 いずれか一方の締約国の投資家は、投資紛争に関し、他方の締約国の区域内において司法的若しくは行政的解決を求めている場合若しくは事前に合意し、かつ、適用可能な紛争解決手続に従つた仲裁による決定を求めない場合は、当該投資紛争に関する最終的な司法的解決がなされた場合には、当該投資紛争をこの条に規定する仲裁に付託することはできない。

7 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である締約国の区域内において、投資家が司法的又は行政的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

### 第七二条 一般的例外及び安全保障のための例外措置

#### 第一八条 国際收支等の困難な場合の例外

#### 第一九条 信用秩序維持の措置

#### 第二〇条 知的財産権の保護

#### 第二一条 二重課税の回避

#### 第二条 合同委員会設立

この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。(2, 3, 略)

第二一条 二重課税の回避(略)

第二条 合同委員会の設立 一 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次の事項を任務とする合同委員会(以下「委員会」といふ)を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第六一条の規定に従つて維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第六一条の規定に従つて採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に關係するものについて討議すること。

(2以下略)

#### 第三三条 健康、安全及び環境に関する措置(略)

第三四条 利益の否認 一 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当す

るときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

(2略)

**第五条〔適用範囲〕**

**第二六条〔効力発生、期間、終了〕** (略)

議定書 (略)